

閱覽用

令和2年 第11回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年11月5日
神崎市農業委員会

令和2年 第11回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月5日(木) 午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 18名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 末吉利文副会長 3番 城野芳春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画 利用権設定関係について 20件
議案第5号 非農地通知の発出について 2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 5件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会に委員および推進委員のみなさまにご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の換気と出席者の席間隔の確保、議案書の事前送付などに努めております。

本日も円滑な議事の進行について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

令和2年 第11回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆さんおはようございます。山の方にはもう少し色付いておりまして、平地の方はもち等の刈取りもだいたい終わりかけたと思われまふ。本当に今日は秋めいて、冬近くなりまして寒くなりました。皆さま方これから麦播き等や他の面でも忙しくなられますので、どうか体には十分注意されまして、健康に過ごしていただきたいと思ひます。

皆さまお忙しい中、貴重な時間を割いて総会にご出席いただきありがとうございます。

それでは只今から、令和2年 第11回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名です。全員出席でありますので本日の総会は成立いたします。本日は推進委員さまもご出席ありがとうございます。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と 3番 城野委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 20件
議案第5号 非農地通知の発出について 2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 5件
以上、5議案の28件と、1報告の5件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願ひします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 事業計画変更承認関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地転用許可後の変更計画承認申請の申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町枝ヶ里字〇〇 〇〇番の外1筆および一体利用する里道の、あわせて950㎡です。

本件は、当初の転用事業者が、許可を受けた事業の目的を変更する場合があります。

転用事業の当初と変更後の目的、当初の事業が遂行できない理由、変更後の転用事業が緊急な理由、変更後の事業継承後の施設の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和5年11月30日の予定であります。

申請地は、農振除外は平成23年12月に決定済みで、農地区分は、申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などを2ページから3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。 1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

変更申請の内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員の栗山、田中両氏とともに、申請内容を確認しましたが、変更理由については、やむを得ない事情で、変更後の事業計画についても妥当であり、地権者及び地区の方からの同意もあり問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番真島委員

12番の真島です。 こういった事業計画の変更とはたびたび出てくるものでしょうか？ 私は初めてだったので、たびたび出てくるかどうかというのが1点目で、それと2点目は、事業が遂行できない理由として、当初は申請事業者の〇〇を建てる計画であったが事業が悪化し建設ができないとありますが、業者の事業が悪化して〇〇を建てるのが難しくなったのか、またはここで事業をしても利潤が出ないとなったからできないのか、また少し前にはコロナ関係

で資材が調達できなくてできなかったりすることがあったから、そのようなことで建設できないのか、ちょっと教えていただきたい。

議 長

事務局わかりますか。

事務局

変更の理由といたしましては、当初当地に〇〇を建てて移転を計画されていましたが、コロナの影響で景気が悪化して〇〇を建てる状況ではないということで、計画変更して〇〇をしたいということが目的となっております。

事業計画変更については、私も担当になって1度ありましたが、滅多に出てくるものではないと思っております。 たまたま今回2件変更申請が出ておりますが、そういった状況です。 以上です。

1 2 番真島委員

わかりました。 了解しました。 以上です。

議 長

他にありませんか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号 事業計画変更承認関係)

事務局長

ここで事務局より申し上げます。 受付番号2番につきましては、当初、転用許可指令を受けた権利の内容について、使用貸借による権利の設定から所有権の移転へと変更されるものであります。 事業内容は変更ありませんので申請者の出席は今回求めておりません。 事務局より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は、神埼町本告牟田字〇〇 〇〇番の田1筆443㎡です。

本件の変更内容につきましては、理由として、融資条件を満たすため権利の内容を変更するものであり、当初の、使用貸借による権利の設定から所有権の移転に変更するものであります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の2番末吉副会長のご意見をお願いします。

2番末吉副会長 【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

今回の変更申請の内容については、権利の設定の変更であり、変更理由については、やむを得ない事情でありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番城野委員挙手)

議 長

3番の城野委員どうぞ。

3番 城野委員

3番の城野です。これは最初に申請するときですよ、融資案件ですので使用貸借権でなくて抵当権が当然付くので、その辺のところを確認できていなかったのかどうかなんですけど。

議 長

事務局よろしいですか。

事務局

今回の変更の理由といたしましては、当初土地所有者である方、転用申請者のおじいさんになるそうなんですけど、この方の土地について抵当権を融資の条件として設定するという事になっていたんですけど、事業を進める中でこの方が急に脳梗塞で倒れられて緊急に入院することになってしまって、金融機関の融資担当の方から、その状態では手続するために自分でサインしたりとか

印鑑押したりすることができないとということで、担当の司法書士と相談して
ですね、今回の変更に至ったということでもあります。 以上です。

3番 城野委員

それでしたら、わかりました。

議 長

他にありませんか。 よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可すると
し、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の6ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第5条の受付番号1番の申請について説明いたします。

申請地の所在は、神埼町鶴字〇〇 〇〇番の田1筆372㎡、および一体利用
される公衆用道路2筆9.50㎡の、あわせて381.50㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおり
であります。

権利の内容については所有権の移転で、農振除外は令和2年10月に決定済
みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地でその規模
が10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としまし
ては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などにつきましては8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については
金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、10月18日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農にも支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番真島委員

12番の真島です。 確認だけです。 ここに公衆用道路とありますけど、これはあくまで個人ですよ？ 個人名義の土地ですよ？ 個人名義でも一体的に近くのですよ皆さんがいっぱい使われて、ここが通られんぎ困るっていったことはないですよ？ それはないですよ？ そしたら結構なんですけど。

議 長

事務局よろしいですか。

事務局

一応、奥に1軒ある方の土地名義の公衆用道路となっておりますが、無償での道路の利用契約書案も示されておりますので問題ないと思われま。 以上です。

12番真島委員

わかりました。 以上です。

議 長

では他にありませんか。 よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町下西字〇〇 〇〇番の田1筆260㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりであります。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地でその規模が10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などにつきましては10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見ををお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、10月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同

意もありますので、問題は無いと思います。
みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の7ページをご覧ください。 受付番号3番についてですが、3番 城野委員が議事参与の制限を受けますので、退出をお願いします。

(3番 城野委員の退出を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は、千代田町渡瀬字〇〇 〇〇番の田1筆325㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりであります。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地でその規模が10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などにつきましては12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号3番については3番 城野委員が地区担当委員でありますので、地区担当委員の意見について、事務局より対応をお願いします。

事務局 【地区担当委員の意見の代読】

2号議案の受付番号3番の申請にかかる地区担当委員の意見については、城野委員より事務局へ委任されましたので、事務局にて代読いたします。

2号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

それでは、城野委員の入室を許可します。

(城野委員の着席を確認)

(議案第3号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の14ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を15ページに添付しております。

この申請は、農地法第3条の各号にある許可基準を全て満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

ありませんか。よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農

業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページをお開きください。 利用権設定関係総括表の内容を申し上げます。

神埼町 新規6件、再設定11件、計17件。 内訳は、田67筆101, 371㎡、畑5筆2, 164㎡、計72筆103, 535㎡。

千代田町 新規1件、再設定1件、計2件。 内訳は、田2筆11, 443㎡。

脊振町 新規1件。 内訳は、田4筆1, 338㎡、畑1筆60㎡、計5筆1, 398㎡

神崎市合計20件。 内訳は、田73筆114, 152㎡、畑6筆2, 224㎡、合計79筆116, 376㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから3ページの、農用地利用集積計画 神埼町新規の番号1番から6番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから3ページの、神埼町新規の1番から6番の申し出について説明します。 この表は左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料など、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田34筆32, 617㎡、畑1筆512㎡、合計35筆33, 129㎡となっております。

なお、番号4番から6番は、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業を活用して法人に農地を集積するため、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページからの、農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議しますが、4ページの番号2番から7番の法人への設定については、5番 八谷委員が議事参与の制限を受けますので、委員の退室を求めます。

(5番 八谷委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、神埼町再設定の番号2番から7番までの申し出について説明します。設定する内容は、田13筆30,090㎡で、法人との設定となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

それでは、5番 八谷委員の入室を許可します。

(5番 八谷委員の着席を確認して)

議 長

それでは、あらためまして、議案書4ページから5ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から11番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書4ページから5ページの、神埼町再設定の番号1番から11番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせて、田33筆68, 754㎡、畑4筆1, 652㎡、計37筆70, 406㎡となっております。

なお、番号8番から10番は、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業を活用して法人に農地を集積するため、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。また、11番につきましては、同じく一括方式により担い手と利用権設定されたものです。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書6ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、千代田町新規の番号1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆5, 476㎡となっております。

こちらにつきましても、農地中間管理事業を活用して法人に農地を集積する

ため、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書7ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、千代田町再設定の番号1番の申し出について説明します。設定する内容は、田1筆5, 967㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書8ページの、農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書8ページの、脊振町新規の番号1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆1, 338㎡、畑1筆60㎡、合計5筆1, 398㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、非農地通知の発出についての報告です。事務局より説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案第5号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。

今回非農地通知する土地については、1頁目と3頁目をご覧ください。

名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりです。

場所については、2頁目と4頁目をご覧ください。こちらに位置図、広域図当を記載しております。

現地は、既に非農地化していることを確認しました。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

12番の真島委員どうぞ。

12番真島委員

12番真島ですが、これは承認案件ですよ。決を取りますよね。

ならばですね、現地が山林原野となってしまうと、周りに影響なければ現状で非農地化はやむなしと思います。

ただし、雑種地によくなところは、非農地証明ではないんですか。

事務局

はい、委員の現地確認で原野と判断しておりますので、非農地通知とさせていただきます。申請者から非農地化の申出をいただいております。

12番真島委員

そういうことでしたら、わかりました。

議 長

よろしいですね。他にありませんか。

皆さんよろしいですか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは議案第5号、非農地通知の発出について承認するの方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認します。

(報告第2号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から5番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、主に農地中間管理事業を活用して、新たに法人との利用権設定をするために解約の手続きがなされたものです。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議長

よろしいですか。

(ありませんの声あり)

議長

それでは、無いようですので報告第1号については報告のとおりです。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第11回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時 閉会